

放送法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を廃止する省令案及び高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する省令案並びに中波放送に関する送信の標準方式ほか 9 標準方式を定める省令案及び有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の省令案について

1 諮問の概要

放送法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）において、放送における安全・信頼性の確保に係る規定が新たに設けられた。これを受け、同規定に係る「地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性に関する技術的条件」が、情報通信審議会により平成 23 年 5 月に一部答申された。

本件諮問事項は、当該一部答申を受け、放送の業務に用いられる設備の損壊又は故障による放送中止事故の防止等のための、安全・信頼性に関する技術基準を整備するとともに、放送の品質に関する技術基準を整備するものである。

（1）放送法施行規則の一部改正

地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性確保に関する技術基準として、安全・信頼性確保のための措置（予備機器、故障検出、応急復旧機材の配備、停電対策等）について、放送の種類による設備構成の差異を踏まえ、設備の損壊又は故障による受信者への影響の波及度合いを考慮して、対象を定める。

（2）無線設備規則の一部改正

放送法施行規則において地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性確保に関する技術基準を設けることに伴い、中波放送及び短波放送を行う放送局の無線設備の予備電源装置に関する条件を削る。

また、BS アナログ・ハイビジョン放送（平成 19 年 9 月末に終了）に係る規定である高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、高精細度テレビジョン音声多重放送又は高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備に関する条件を削る。

（3）高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式の廃止

BS アナログ・ハイビジョン放送（平成 19 年 9 月末に終了）に係る規定である高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を廃止する。

（4）高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式の廃止

BS アナログ・ハイビジョン放送（平成 19 年 9 月末に終了）に係る規定である高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する。

(5) 中波放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、中波放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されている中波放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(6) 超短波放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、超短波放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた超短波放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(7) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(8) 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(9) 超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(10) 超短波データ多重放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、超短波データ多重放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた超短波データ多重放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(11) 標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(12) 標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第111条第1項及び第121条第1項に基づき、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(13) 標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第111条第1項及び第121条第1項に基づき、標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式のうち、標準テレビジョン・データ多重放送の品質に関する技術基準を移行する形で制定する。

(14) 衛星一般放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第136条第1項に基づき、衛星一般放送に関する送信の標準方式について、現行電気通信役務利用放送法施行規則のうち、衛星一般放送の品質に関する技術基準を移行する形で制定する。

(15) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の制定

改正後の放送法第136条第1項に基づき、有線一般放送の品質に関する技術基準について、現行有線テレビジョン放送法施行規則及び現行電気通信役務利用放送法施行規則のうち、有線一般放送の品質に関する技術基準を移行する形で制定する。

2 施行期日

放送法等の一部を改正する法律附則第1条に掲げる規定の施行の日（公布後9月以内）